

# 給与勧告等の要旨

平成19年10月9日  
福井県人事委員会

## 本年の給与勧告のポイント

民間給与との較差(0.25%)を埋めるため、初任給を中心に若年層に限定した給料月額の上上げ(中高年齢層は据置き)、子等に係る扶養手当の上上げ、19年度の地域手当支給割合の一部繰上改定

期末・勤勉手当(ボーナス)の上上げ(0.05月分)

給与構造改革の着実な実施

平成18年度から給与構造改革に取り組んでおり、職員の平均給与月額は、本年4月時点において行政職で373,414円(平均年齢42.8歳)と、前年の375,470円(平均年齢42.4歳)に比べ2,056円(約0.5%)の減少となっている。このため、今回の勧告による改定を行ったとしても、前年の額を下回る見込みである。

## 1 公民の給与較差に基づく給与改定

### (1) 公民給与の比較

- 企業規模50人以上で事業所規模50人以上の県内民間事業所397事業所のうち、無作為に抽出した99事業所を調査し、民間と職員(行政職)の4月分給与をラスパイレス方式で比較(職種、役職段階、年齢、学歴が同じ者同士を比較)

民間給与(A)	職員給与(B)	較差(A)-(B)
382,203円	381,252円	951円(0.25%)

- ボーナスの民間の支給割合(昨年冬+本年夏) 4.5月

### (2) 給与改定の内容

#### ア 月例給

行政職一人当たり平均して、次の上上げを行う。

給料月額：298円、扶養手当：269円、地域手当(はね返し分等を含む)：381円

#### (ア) 給料表 初任給を中心に若年層に限定した改定(中高年齢層は据置き)

##### a 行政職給料表

改定率 1級1.1%、2級0.6%、3級0.0%。4級以上は改定なし

初任給 種(大卒) 178,800円(現行176,800円)

種(高卒) 144,500円(現行142,800円)

##### b その他の給料表 行政職給料表との均衡を基本に改定

#### (イ) 扶養手当

少子化対策の推進に配慮し、国に準じて、子等に係る支給月額を500円上上げ(6,000円 6,500円)

(ウ) 地域手当

- ・ 国に準じ、県外勤務地の支給割合について、今後の改定分の一部を繰り上げて改定  
(本年度分として0.5%の引上げを追加)  
東京都特別区：14% 14.5%、大津市：5% 5.5%、津市：2% 2.5%
- ・ 県内勤務者に対する支給割合について、今後の改定分の一部を繰り上げて改定  
(本年度分として0.1%の引上げを追加) 県内一律：0.9% 1.0%

(エ) 実施時期

平成19年4月1日に遡及して実施

イ 期末・勤勉手当(ボーナス)

- ・ 民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.45月分 4.5月分
- ・ 勤勉手当で措置

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
19年度 期末手当	1.4月(支給済み)	1.6月(改定なし)
勤勉手当	0.725月(支給済み)	0.775月(現行0.725月)
20年度 期末手当	1.4月	1.6月
以降 勤勉手当	0.75月	0.75月

- ・ 実施時期 平成19年12月支給分から実施

2 給与構造の改革

- ・ 一昨年勧告を行った給与構造改革について、引き続き着実に取り組む。
- ・ 平成18年度に新設された地域手当については、国家公務員との均衡を考慮し計画的に改定する。

3 教員給与と制度等

現在、文部科学省等において、教員に係る新たな職の設置に関する検討や給与体系の見直しが進められており、これらの状況等を注視し的確に対応していくことが必要である旨言及した。

4 給与以外の勤務条件

報告のむすびにおいて、次の事項について言及した。

(1) 能力・実績に基づく人事管理

地方公務員法改正案が継続審議中であり、新たな人事評価制度の導入に向けた取組みが必要

(2) 職業生活と家庭生活の両立支援

ワーク・ライフ・バランスの実現の観点から、職業生活と家庭生活の両立支援が必要

(3) 総実勤務時間の短縮

総実勤務時間の短縮は、職員の心身両面の健康保持、公務能率の向上等の観点から重要課題

(4) 職員の健康管理とメンタルヘルス

職員の心身両面における健康管理は、公的サービスの効率的かつ的確な提供という観点からも重要

(5) 公務員倫理の確保

職員には、公務員倫理の確保が強く求められる。

(6) その他

人事院報告にある公務員の高齢期の雇用確保策の検討状況等について、今後の動向を注視